

くらしに関する支援など

母子生活支援事業

経済的な困難や養育上の課題などさまざまな事情を抱える母子家庭等の母とその子ども(18歳未満)を対象に、母子支援員の訪問等により、自立を促進するための支援を行います。

問合せ先 家庭子ども相談課

JR通勤定期の割引制度

児童扶養手当を受けている世帯の方が、JRの列車で通勤する場合に、通勤定期券を3割引で購入できる制度です。

申請に必要なもの 特定者資格証明書

※ 特定者資格証明書(有効期限内)をお持ちでない方は、

- ①児童扶養手当証書、②印鑑、
- ③写真1枚(6か月以内に撮影した縦4cm、横3cmの正面上半身のもの)

問合せ先 家庭子ども相談課

！
ご存知
ですか

ひとり親家庭日常生活支援事業

ひとり親家庭等の保護者が急な病気や残業のときなどに、家庭生活支援員を派遣して家事を行います。※ 事前に利用登録が必要です。

世帯の種類	利用料
生活保護・市県民税非課税世帯	無料
児童扶養手当の支給を受けているまたは同等の所得水準にある世帯	150円
上記以外の世帯	300円

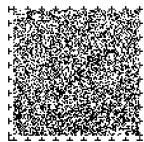
支援の内容 炊事・洗濯・掃除・買い物

登録に必要なもの

- ①戸籍謄本・児童扶養手当証書・ひとり親家庭等医療証のいずれか
- ②世帯全員の住民票(本籍・続柄記載のもの)
- ③所得証明書等(不要の場合あり)

問合せ先 久留米市母子寡婦福祉会

【TEL・FAX 39-2277】



ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業

ひとり親家庭等で、仕事により保護者の帰宅が遅いなどの理由により養育に課題がある家庭の小学生・中学生について、次の区分のいずれかにより、支援します。※利用条件あり。詳しくは事業者にお問い合わせください。

支援区分	支援内容	実施日	実施時間
拠点型サービス	事業所に通所して、食事支援・学習支援・相談支援を実施します。	月・水・土	午後6時～午後9時30分
派遣型サービス	事業所の職員が自宅に訪問し、学習支援・相談支援を実施します。	火・木・金	午後6時～午後9時30分 ※週1回1時間程度

問合せ先 委託事業者 NPO法人 わたしと僕の夢【TEL 36-2626】

7 子どもの成長・発達に関する相談

落ち着きがない 話は上手だけど一方的 極端に不器用
思いどおりにならないとパニックになってしまう など

子どもの成長や発達について気になることがあるときは、下記窓口へご相談ください。

気になるお子さんの相談

就学前で、身体面、精神面、行動面など気になることがある子どもの相談に、小児科医・臨床心理士が応じます。

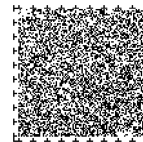
◆月4回程度 水曜日 ※予約制

問合せ先 こども子育てサポートセンター

幼児教育研究所の発達相談

子どもの様子で心配なことなど、成長や発達に関する相談に応じます。また、必要に応じて発達検査や医師による診察を行い、療育や訓練を開始します。また、市内の保育所、幼稚園、認定こども園等への巡回相談を行っています。

問合せ先 幼児教育研究所



電話相談

電話にて初回面談の予約をしてください。

初回面談

お話を伺い、必要に応じて専門相談へつなぎます。

専門相談

相談内容に応じて、医師や心理等の専門家が相談(または診察)を受けます。

療育・訓練

必要に応じ、専門相談で得られた支援の方向性に従い、療育や訓練を行います。

子ども発達相談教室

小学生を対象に、子どもの「何となく落ち着きがないように感じる」、「お話しはできるけれど、好きなことばかり一方的に話し会話にならない」「学習が定着しない」など学校生活で気になることについて、小児科医・臨床心理士・教諭が相談に応じます。

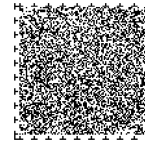
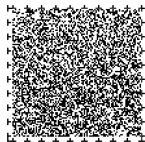
◆毎週木曜日 13時～16時 ※予約制(学校を通じて申込み)

問合せ先 学校教育課

就学相談会

小学校入学にあたり、子どもの学びの場や必要な支援についての相談会を毎年9月から11月に行います。(※申込みは7月)

問合せ先 学校教育課



福岡県発達障がい者支援センター(筑後地域) あおぞら

福岡県の委託を受けて、発達障がい児(者)への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関です。本人や家族、関係機関の方の相談を受けています。また、研修講師の派遣も行っています。

問合せ先 福岡県発達障がい者支援センター(筑後地域) あおぞら
(八女郡広川町)【TEL 52-3455・FAX 53-0621】

ことばの相談

就学前で、ことばの遅れや吃音・発音に不安がある子どもについて、言語聴覚士が相談に応じます。

◆年12回程度 月曜日 ※予約制

問合せ先 こども子育てサポートセンター

きこえとことばの教育相談

呼んでも振り返らない、身の回りの音に気付かないことが多い、新生児聴覚検査で再検査が必要と言われた…など、きこえとことばに関する相談に応じます。(0歳～相談受付可)

◆相談は随時実施、ご都合に合わせて設定します。

また、必要に応じてグループ相談に参加できます。

問合せ先 福岡県立久留米聴覚特別支援学校(高良内町)
【TEL 44-2304・FAX 45-0139】
【E-mail info@kurume-hss.fku.ed.jp】

ライフサポートブック

ライフサポートブックは、生きづらさを抱える子どもについて、様々な情報を記録し、周りの人に伝えるためのツールです。

◇ライフサポートブック「もやい」

障害者福祉課、こども子育てサポートセンター、久留米市教育委員会、幼児教育研究所などで配布しています。

※ 久留米市および

筑後地区ノーマライゼーション研究会
のホームページでダウンロードもできます。

問合せ先 幼児教育研究所



◇ふくおか就学サポートノート

福岡県教育委員会のホームページにてダウンロードできます。

問合せ先 福岡県教育委員会 特別支援教育課
【TEL 092-643-3914・
FAX 092-643-3884】



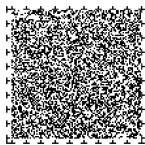
8 支援の必要な子どものために

支援の必要な子どものための福祉制度

心身の状態により支援が必要と認められる子どもは、放課後等の通所や保護者が不在の際の日中の預かり、お泊りなどの福祉サービスが利用できます。
※ 障害者手帳を所持していなくても利用できるサービスもあります。

問合せ先 障害者福祉課、各総合支所市民福祉課

入所に関する問合せ先 久留米児童相談所【TEL 32-4458・FAX 32-4459】



レスパイトケア(重症心身障害児日中一時支援事業)

障害のある子どもを日常的に介護している家族の休息などを目的に、下記の医療機関で日中の一時預かりを行っています。

アルカティア・キッズセンター	【TEL 46-6010・FAX 46-6007】
ゆうかり医療療育センター	【TEL 0943-73-0152・FAX 0943-73-0524】
バンビーノ (多機能型障害児施設こころ)	【TEL・FAX 65-3880】

支援が必要な子どもの保育

支援が必要な子が保育を必要とする場合で、集団生活が可能であれば、市内全保育所・認定こども園で受け入れています。

問合せ先 子ども保育課、各総合支所市民福祉課

療育・訓練

◆幼児教育研究所

発達の違いや偏りがある乳幼児を対象に、発達を促すための小集団による療育や個別の訓練を行っています。(発達相談の流れや巡回相談については22ページ参照)

問合せ先 幼児教育研究所

◆障害児等療育支援事業

発達が気になる子どもの相談支援、訪問療育などを行っています。

問合せ先 社会福祉法人こくま福祉会(小郡市大板井)

【TEL 72-7221・FAX 72-7222】

社会医療法人聖ルチア会【TEL 33-1581・FAX 33-1586】

医療法人コミュニテ風と虹【TEL 22-5311・FAX 22-0879】

◆心理リハビリテーション訓練会(総合福祉会館)

情緒の安定と身体の動きの改善を目的とした発達援助法(動作法)等による訓練会です。
障害の種類や年齢を問わず参加できます。

問合せ先 障害者福祉課

